

平成 24 年度第 3 期 政策評価計画(案)

名 称	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	<p>平成 16 年 6 月に、従来の消費者保護基本法（昭和 43 年法律第 78 号）が改正され、消費者の権利の尊重と自立の支援等を基本理念とする消費者基本法が公布・施行された。</p> <p>また、平成 21 年 9 月に消費者行政を統一的、一元的に推進するために消費者庁が設立され、同庁は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）を始めとする消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律を所管することとされ、消費者行政における司令塔としての役割を期待されているところである。</p> <p>一方、消費者取引に関するトラブルは後を絶たず、例えば、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談の総件数だけをみても、平成 23 年度で約 87 万 9,000 件となっており、このうち取引に関する相談は、約 73 万 2,000 件と総件数の約 83%を占めている。取引に関するトラブルの相談については、新たな商品や販売形態に関するものや、高齢者によるものが増加しており、これらに対し行政としての確に対応していくことが求められている。</p> <p>こうした中、平成 22 年 3 月には、消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を取りまとめた消費者基本計画が改定（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省庁において展開されている。</p> <p>本政策評価は、以上のような状況を踏まえ、消費者取引の適正化に関する各種施策が効果を上げているかなどの観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p>
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者取引に係る政策の現況 2 消費者取引に関する政策の効果の発現状況 3 その他
調査対象機関	内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
関連調査等対象機関	独立行政法人国民生活センター、都道府県、市区町村、関係団体等
調査実施時期	平成 24 年 12 月～26 年 3 月（予定）
担当評価監視官等	財務、経済産業等担当評価監視官 管区行政評価局等